

複合型居宅介護 しらかば

(看護小規模多機能型居宅介護)

重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

(札幌市指定 第 0190501312 号)

当事業所は、利用者に対して看護小規模多機能型居宅介護を提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
6. 秘密の保持と個人情報保護	4
7. 身体拘束等について	5
8. サービス提供に関する相談・苦情の受付について	5
9. 運営推進会議の設置	6
10. 協力医療機関、バックアップ施設	6
11. 非常火災時の対応	6
12. サービス利用にあたっての留意事項	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会医療法人 康和会
- (2) 法人所在地 札幌市豊平区月寒東2条18丁目7番26号
- (3) 電話番号 011-852-8866
- (4) 代表者氏名 理事長 加藤 康夫
- (5) 設立年月日 平成9年4月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 看護小規模多機能型居宅介護
2014年10月1日 札幌市指定 0190501312号

- (2) 事業の目的

利用者が可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、療養上の管理の下で通い・訪問・宿泊等を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流を通じ、必要な日常生活上の援助等を行い、利用者がその有する能力に応じ、心身の機能の維持回復を図るとともに、機能訓練およびその居宅において自立した日常生活を営むことができることを目的とします。

- (3) 事業所の名称 複合型居宅介護しらかば
- (4) 事業所の所在地 北海道札幌市豊平区月寒東3条18丁目20番48号
- (5) 電話番号 011-826-5565
- (6) 管理者氏名 藤田 留美
- (7) 当事業所の運営方針

- 1. 当事業所において提供する看護小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に従い、利用者の意思及び人格を尊重し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づいて、通い・訪問・宿泊を組み合わせ、要介護状態の軽減若しくは悪化の予防に資するよう目標を設定してサービスを提供することにより、利用者の居宅における機能訓練および日常生活または療養生活を支援します。
- 2. 事業の実施にあたっては、札幌市、地域包括支援センター、地域の保健医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

- (8) 開設年月日 2014年10月1日
- (9) 登録定員 29名（通いサービス定員18人、宿泊サービス定員9人）
- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備を用意しています。

居室	設備の種類 室数	備考
個室	9室	10.48㎡~12.45㎡
居間・食堂コーナー	1室	143.23㎡
浴室	浴室1室 脱衣室	
トイレ	4箇所（1箇所は脱衣室）	
相談室	1室	8.12㎡

その他 消防設備

※上記は、厚生労働省が定める基準により、必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 札幌市豊平区、白石区、清田区、厚別区
その他の地域 要相談

(2) 営業日及び営業時間

営業日 365日

営業時間 通いサービス 基本時間 6時00分～21時00分

宿泊サービス 基本時間 21時00分～6時00分

訪問サービス 24時間

看護サービス 基本時間 8時50分～16時50分（定期訪問）

尚、通い及び宿泊サービスの営業時間については、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境をふまえて、柔軟に対応するものとする。

また上記の営業時間の他、電話による24時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の要請に基づき、営業時間外に対応を行うことができることとする。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して看護小規模多機能型居宅介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 管理者 1人

- ・事業所の従事者の管理及び業務の管理

(2) 介護支援専門員 1人

- ・利用者の居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画等の作成
- ・法定代理受領の要件であるサービス利用に関する市町村への届出代行
- ・利用者及び家族の日常生活上の相談、助言
- ・地域包括支援センターや他の関係機関との連絡・調整

(3) 看護職員 常勤換算方法で2.5人以上（1名以上は常勤の看護師）

- ・利用者の衛生管理、看護業務を行う。
- ・主治医の指示による訪問看護業務
- ・看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成

(4) 介護職員 9人以上

日中（通い） 常勤換算方法で、利用者3人に対して1人

日中（訪問） 常勤換算方法で2人以上

また、宿泊に対して1人以上の夜勤職員および宿直職員を配置します。

その他自宅等で暮らしている方々に対して対応できる体制を確保します。

- ・利用者の衛生管理、及び日常生活全般にわたる介護業務

<主な職員の配置の状況> 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の3つの場合があります。

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険の給付の対象となる場合（介護保険の給付となるサービス） |
| (2) 利用料金が医療保険の給付の対象となる場合（医療保険の給付となるサービス） |
| (3) 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合（保険の給付とならないサービス） |

(1) 利用料金が介護保険の給付の対象となるサービス

利用料金は介護保険利用者負担割合証に応じ、計算されます。

サービスを具体的にそれぞれどのような頻度内容で行うかについては、契約者と協議の上、看護小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

(2) 利用料金が医療保険の給付の対象となるサービス

医療保険による訪問看護

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要>

(I) 通いサービス

・事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の必要な援助を提供します。

- ① 日常生活上の世話及び機能訓練
- ② 食事の提供（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます）
- ③ 入浴介助
- ④ 送迎

(II) 訪問サービス

・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気含む）は無償で使用させていただきます。

・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- ① 利用者もしくはその家族等からの金銭または物品の授受
- ② 飲酒及び喫煙
- ③ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ④ その他契約者もしくはその家族に行う迷惑行為

※通いサービス及び訪問サービスを利用しない日であっても、電話等による見守り等の声かけを行います。

【介護サービス】

・利用者宅に伺い、家事援助及び身体介護などの日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

【看護サービス】

・主治医が看護サービスの必要性を認めたものに関し、訪問看護指示書に基づき、主治医との連絡調整をはかりながら看護サービスの提供を行います。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症利用者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の医療器具・機械の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(Ⅲ) 宿泊サービス

- ・当事業所に宿泊していただき、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の援助や機能回復訓練を提供します。

(Ⅳ) 相談・助言等

- ・利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。

(1) 利用料金のお支払い方法

別紙の料金表によるサービス利用料金は、1か月ごとに計算して請求いたしますので、翌月27日までに以下の方法でお支払い下さい。

お支払方法：金融機関口座からの自動引き落としとします。特別な事情等がある場合は申し出ください。

領収書の発行：入金確認後に領収書を発行いたします。

(2) 利用の中止、変更

- ・看護小規模多機能型居宅介護は、看護小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の状態・希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護および看護を提供するものです。
- ・利用予定日の前に、利用者の都合によって、看護小規模多機能型居宅介護の利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- ・利用予定日の前日までの申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(3) 看護小規模多機能型居宅介護計画について

看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、その置かれている環境等を十分に踏まえて、援助の目標や具体的サービスを作成・記載します。

看護サービスについては、看護師等と密接な連携を図り、利用者の希望・主治医の指示・看護目標及び具体的なサービス内容等を記載します。

事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するため、利用者との協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上交付します。

(4) サービス提供の記録

提供したサービスについては、その都度「サービス提供記録」に記録し、要望があれば、その控えを利用者に交付します。また、この記録は5年間保存することとします。

6. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業者は、前項の規定にかかわらず、利用者及び家族の個人情報を以下のために、必要最小限の範囲内で使用、提供または収集します。

- ・利用者に関わる居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の立案や円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供
- ・介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整
- ・利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合
- ・利用者の容態の変化にともない、緊急連絡を必要とする場合

7. 身体拘束等について

(1) 身体拘束等の禁止

事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する作業（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

(2) 緊急やむを得ない場合の検討

緊急やむを得ない場合は、以下の要件をすべて満たす状態であるか管理者、計画作成担当者、介護職員、看護職員で合議、検討します。個人では判断しません。

- ・当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
- ・身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ・身体的拘束が一時的であること。

(3) 家族への説明

緊急やむを得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を、詳細に説明し同意を文章で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。

(4) 身体的拘束等の記録

身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

8. サービス提供に関する相談・苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 管理者 藤田 留美

○受付時間 9：00～17：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

札幌市役所 介護保険課 事業指導係	所在地 札幌市中央区北1条西2丁目 電話番号 011-211-2972
北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条14丁目 電話番号 011-231-5161
北海道福祉サービス運営適正化委員会	所在地 札幌市中央区南2条西7丁目 北海道社会福祉協議会内 電話番号 011-204-6310
札幌市豊平区役所	電話番号 011-822-2400（代表）
札幌市白石区役所	電話番号 011-861-2400（代表）
札幌市清田区役所	電話番号 011-889-2400（代表）
札幌市厚別区役所	電話番号 011-895-2400（代表）

9. 虐待防止について

(1) 事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の発生又は再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する担当者を選定しています。

○虐待防止に関する担当者 管理者 藤田 留美

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- ・虐待防止のための指針の整備をしています。

(2) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

10. 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者や利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催。

議事録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

11. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下を協力医療機関・施設として連携体制を整備しています。

<協力医療機関>

社会医療法人 康和会 札幌しらかば台病院

<協力歯科医療機関>

医療法人社団 郁栄会 札幌デンタルクリニック

12. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

<消防用設備>

- ・自動火災報知器、消火器等消防法による設備を設置しています。

<地震、大水等災害発生時の対応>

- ・災害マニュアルに基づき緊急体制の確保及び対応を行います。

13. サービス利用にあたっての留意事項

○サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

○事業所内の設備や器機は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

○事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動の他、勧誘行為などの他の利用者に迷惑となる行為はご遠慮ください。

看護小規模多機能型居宅介護の利用料金

複合型居宅介護 しらかば

令和6年4月1日現在

1. 基本料金（1ヶ月当たり）

1) 同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合

介護区分	単位数	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
<input type="checkbox"/> 要介護 1	12,447単位/月	12,659円	25,318円	37,977円
<input type="checkbox"/> 要介護 2	17,415単位/月	17,711円	35,422円	53,133円
<input type="checkbox"/> 要介護 3	24,481単位/月	24,897円	49,794円	74,691円
<input type="checkbox"/> 要介護 4	27,766単位/月	28,238円	56,476円	84,714円
<input type="checkbox"/> 要介護 5	31,408単位/月	31,942円	63,884円	95,826円

2) 同一建物居住者に対して行う場合

介護区分	単位数	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
<input type="checkbox"/> 要介護 1	11,214単位/月	11,405円	22,810円	34,215円
<input type="checkbox"/> 要介護 2	15,691単位/月	15,958円	31,916円	47,874円
<input type="checkbox"/> 要介護 3	22,057単位/月	22,432円	44,864円	67,296円
<input type="checkbox"/> 要介護 4	25,017単位/月	25,442円	50,884円	76,326円
<input type="checkbox"/> 要介護 5	28,298単位/月	28,779円	57,558円	86,337円

2. 各種加算料金（主なもの、☑印が当事業所で算定している加算）

加算の名称	単位数	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
<input type="checkbox"/> 初期加算	30単位/日	31円/日	62円/日	93円/日
<input type="checkbox"/> 認知症加算（Ⅲ）	760単位/月	773円/月	1,546円/月	2,319円/月
<input type="checkbox"/> 認知症加算（Ⅳ）	460単位/月	468円/月	936円/月	1,404円/月
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅰイ	750単位/月	763円/月	1,526円/月	2,289円/月
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	600単位/月	611円/月	1,222円/月	1,833円/月
<input type="checkbox"/> 訪問看護体制強化加算Ⅱ	2500単位/月	2,543円/月	5,086円/月	7,629円/月
<input type="checkbox"/> 緊急時対応加算	774単位/月	787円/月	1,574円/月	2,361円/月
<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅰ	500単位/月	509円/月	1,018円/月	1,770円/月
<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅱ	250単位/月	255円/月	510円/月	765円/月
<input type="checkbox"/> 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	1200単位/月	1,220円/月	2,440円/月	3,660円/月
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算	2500単位/月	2,543円/月	5,086円/月	7,629円/月
<input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	総単位数の14.9%			

※ 料金は、介護保険関連の法令（令和6年4月1日改正）に基づき定められた料金です。法令が改正になった場合には法令に従い変更させていただきます。

※ 上記の料金は、単位数に札幌市の地域単価10.17円を乗じて算出しています。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

算定要件

初期加算 事業所に登録した日から30日以内の期間は、1日につき30単位を所定単位に加算します。また、30日を超える病院又は診療所への入院後にサービスの利用を再開した場合も、同様に加算します。

認知症加算(Ⅲ) 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に加算します。

認知症加算(Ⅳ) 要介護状態区分が要介護2である者であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対して、看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に加算します。

サービス提供体制強化加算(Ⅰ) イ 研修等を実施しており、かつ従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上であること

退院時共同指導加算 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院等している利用者が退院等に当たり、事業所の保健師、看護師又は理学療法士等が共同して在宅での療養上必要な指導を利用者に行い、その内容を文書で提供した場合、退院等後初めて訪問看護サービス提供した月に、600単位を1回に限り(特別な管理を必要とする利用者に示す特別管理指導加算のいずれかに該当する状態)は2回加算します。

訪問看護体制強化加算Ⅱ 算定日が属する月の前3月において利用者の総数のうち、訪問看護サービス利用者の占める割合が100分の80以上。緊急時訪問看護加算算定利用者が100分の50以上。特別管理加算算定利用者が100分の20以上で算定可能である。

緊急時対応加算 利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあつて、かつ計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問及び計画的に宿泊することとなっていない緊急時における宿泊を必要に応じて行う体制にある場合には、1月につき所定単位数を加算します。

特別管理加算(Ⅰ) 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。

特別管理加算(Ⅱ) 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等であること。

総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) 個別サービス計画について多職種共同により、随時適切に見直しを行う。

地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民との交流を図り利用者の状態に応じて地域の行事や活動等に積極的に参加していること。必要に応じて生活支援サービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

ターミナルケア加算 末期の悪性腫瘍その他別に定める厚生労働大臣が定める状態の利用者に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行なった場合(死亡日及び死亡前14日以内に訪問看護の提供を受けている場合1日以上)、死亡月に2,000単位を加算します。参加している。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたもので、加算の算定額に相当する賃金改善を行なっていくもので、事業所の収入になるものではありません。上記の加算は複合型居宅介護しらかばの所定単位数に10.2%を乗じて算出します。

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)と同様に、介護職員等の賃金改善に当てる事を目的で、事業所の収入になるものではありません。複合型居宅介護しらかばの所定単位数に1.5%を乗じて算出します。

介護職員等ベースアップ等支援加算 複合型居宅介護しらかばの所定単位数に1.7%を乗じて算出します。

3. その他の料金(全額自己負担)

食費	朝食：420円、昼食：420円、夕食：620円、おやつ：210円
宿泊費	2,000円/泊
その他費用	実費

料金内容の説明を受け、料金表の交付を受けました。

令和___年___月___日

医療保険料金表

令和6年6月1日より

1. 基本利用料

保険の種類	自己負担金額：10円以下端数切り上げ
高齢者の医療の確保に関する法律 後期高齢者医療被保険者証など	訪問看護療養費の1～3割(各保険証に示されています)
健康保険法による健康保険証など	訪問看護療養費の2～3割(各保険証に示されています)
重度心身障害者医療費受給者証 ひとり親家庭等医療費受給者証	札幌市：訪問看護療養費の1割(月上限3,000円)

2. 訪問看護療養費の内訳(訪問看護30分～90分/回まで)

訪問看護 基本療養費(I)	通常週3日まで	看護師週3回まで	5,550円/日
	緩和ケア・褥瘡ケア専門看護師 同一日に共同	一人月1回	12,850円/月
	厚生労働大臣が定める疾病 特別管理加算の対象者	週3回まで	5,550円/日
		週4日以降	6,550円/日
	難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円/日
		1日3回以上	8,000円/日
	長時間訪問看護加算(要件あり) 90分を超える訪問		5,250円/週1回
		15歳未満超重症児等	5,250円/週3回
	複数名訪問看護加算(要件あり)	看護師・理学療法士等	4,300円/週1回
		准看護師	3,800円/週1回
		看護補助者	3,000円/週3回
	夜間早期訪問看護加算(午後6時～10時・午前6時～8時)		2,100円/回
	深夜訪問看護加算(午後10時～翌日午前6時)		4,200円/回
	乳幼児加算 3歳未満		500円/日
幼児加算 3歳以上6歳未満		500円/日	
緊急時訪問看護加算(診療所)1日につき1回		2,650円/日	
訪問看護 管理療養費	初日		7,670円/日
	2日目以降		3,000円/日
	24時間対応体制加算		6,520円/月
	特別管理加算 (対象要件あり)		5,000円/月
	退院時共同指導加算(対象要件により2回可)		2,500円/月
	特別管理指導加算(上乘せ)		8,000円/月
	退院支援指導加算(対象要件あり)		2,000円/月
	在宅患者連携指導加算		6,000円/月
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算 2回まで		3,000円/月
			2,000円/月
訪問看護情報提供療養費		1,500円/月	
訪問看護ターミナルケア療養費		20,000円/月	

訪問看護 基本療養費(III)	在宅療養に備えて一時的に外泊している方 入院中に1回(要件により2回可)	8,500円
-----------------	---	--------

3. その他の利用料

金額は税込みの料金です

項目	内容	金額
交通費 事業所から自宅までの走行距離	往復 5kmまで	220円
	往復 5km～10kmまで	440円
	往復 10kmを超えた場合	660円
超過料金(長時間加算を算定しないとき)	90分を超えた場合 30分ごとに	550円
特別処置		11,000円

料金内容の説明を受け、料金表の交付を受けました。

令和 年 月 日 印